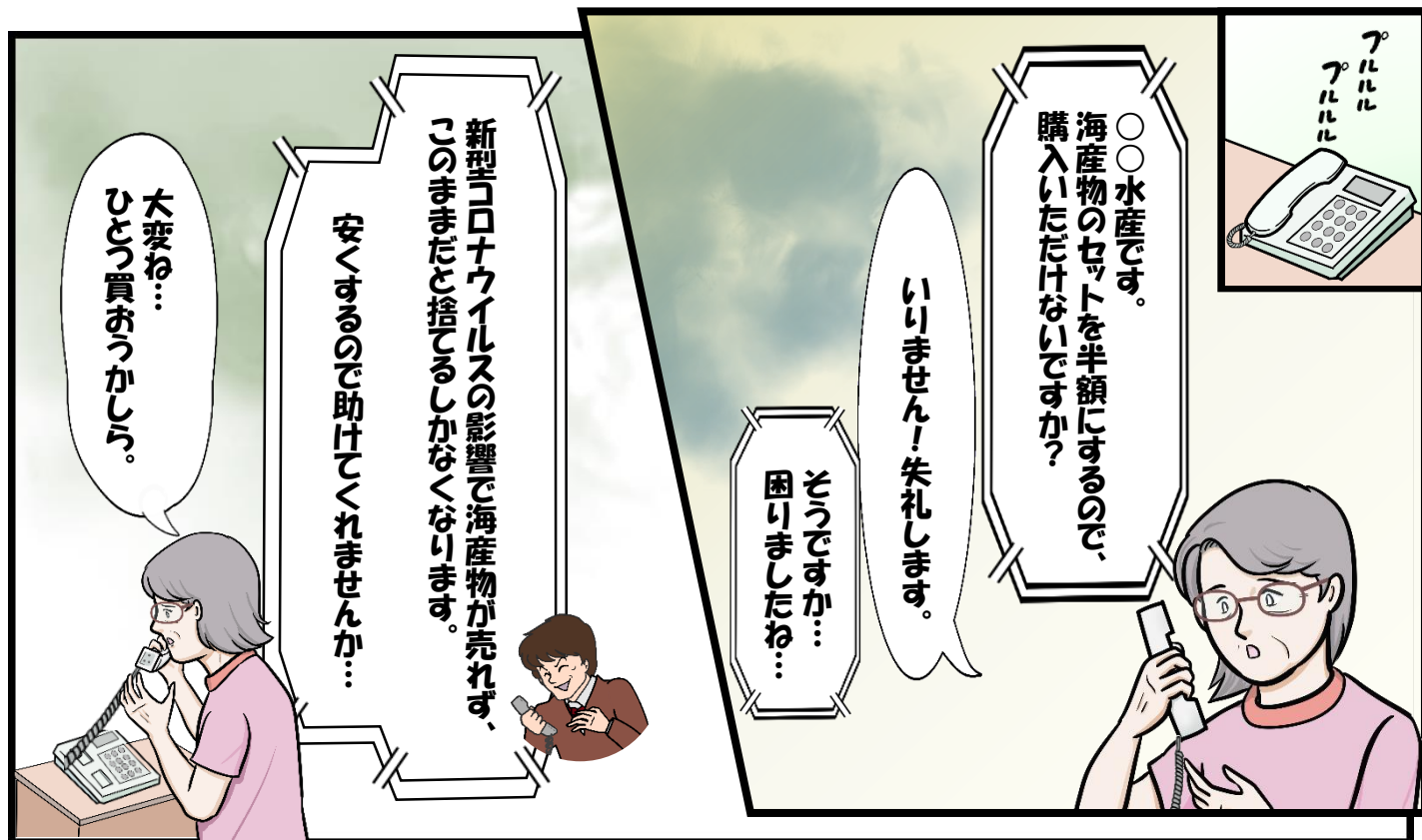




## 「海産物を買ってください」という電話勧誘販売にご注意！の巻



### 見守りポイント

- 水産会社を名乗る人から「新型コロナウイルスの影響で海産物が売れない。買ってほしい。」という電話勧誘があり、断りきれずに買ってしまったという相談が寄せられています。
- 「以前買ってもらった」「助けてほしい」「安くする」などと言って、消費者の関心・同情を引く文句を用いる場合もあり注意が必要です。

### 対処方法

- 電話でのやりとり(口約束)だけでも契約は成立します。商品が不要と思ったらきっぱり断り、電話を切りましょう。
  - 電話勧誘に対し「買う」と承諾した場合でも、契約書面※を受け取って8日以内なら、クーリング・オフできる場合があります。商品を受け取ってしまった場合でも、泣き寝入りせず、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。
- ※クーリング・オフは買うことを承諾した日ではなく(不備のない)契約書面を受け取った日から起算します。

和歌山市消費生活センター

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎2F (市民生活課内)

073-435-1188

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。